介護サービス事業者自主点検表

（令和５年５月版）

訪　問　入　浴　介　護

及び

介　護　予　防　訪　問　入　浴　介　護

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| 施設の名称 |  |
| 施設の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 法人の名称 |  |
| 法人の代表者名 |  |
| 管理者名 |  |
| 主な記入者 職・氏名 |  |
| 記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| （運営指導日） | 令和　　年　　月　　日 |

|  |
| --- |
| **甲府市 福祉保健部 指導監査課**  **〒400-8585　甲府市丸の内１－１８－１**  **甲府市役所　本庁舎３F　⑬窓口**  **TEL：055(223)7056　FAX：055(228)4889**  **e-mail：fkansa@city.kofu.lg.jp** |

**介護サービス事業者自主点検表の作成について**

１　趣　　旨

　　この自主点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

２　実施方法

①　定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

②　記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。

③　点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。

④　各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。

⑤　アンダーラインが引いてある部分は、原則として令和３年度及び令和４年度改正に係る部分です。

⑥　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑦　点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

⑧　この自主点検表は訪問入浴介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防訪問入浴介護についても訪問入浴介護の運営基準等に準じて（訪問入浴介護を介護予防訪問入浴介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

３ 根拠法令等

　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例  （平成３１年甲府市条例第４号） |
| 予防条例 | 甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成31年甲府市条例第5号　） |
| 法 | 介護保険法（平成９年法律第１２３号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号） |
| 平11厚令37 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号） |
| 平27厚労告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９５号） |
| 平12老企36 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  （平成１２年３月１日老企第３６号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平18厚労令35 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号） |
| 平18厚労告127 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  （平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２７号） |
| 平18-0317001号 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１８年３月１７日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） |
| 平27厚労告92 | 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９２号） |
| 令3厚労令9 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号） |
| 高齢者  虐待防止法 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号） |

介護サービス事業者自主点検表　目次

| 項目 | 内　　容 | 市確認欄 |
| --- | --- | --- |
| 第１ | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 |  |
| 第２ | 基本方針 |  |
| 2 | 訪問入浴介護の基本方針 |  |
| 第３ | 人員に関する基準 |  |
| 3 | 用語の定義 |  |
| 4 | 従業者の員数 |  |
| 5 | 介護予防訪問入浴介護事業の人員基準 |  |
| 6 | 管理者 |  |
| 第４ | 設備に関する基準 |  |
| 7 | 設備及び備品等 |  |
| 8 | 介護予防訪問入浴介護事業の設備基準 |  |
| 第５ | 運営に関する基準 |  |
| 9 | 内容及び手続きの説明及び同意 |  |
| 10 | 提供拒否の禁止 |  |
| 11 | サービス提供困難時の対応 |  |
| 12 | 受給資格等の確認 |  |
| 13 | 要介護認定の申請に係る援助 |  |
| 14 | 心身の状況等の把握 |  |
| 15 | 居宅介護支援事業者等との連携 |  |
| 16 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 |  |
| 17 | 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 |  |
| 18 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 |  |
| 19 | 居宅サービス計画等の変更の援助 |  |
| 20 | 身分を証する書類の携行 |  |
| 21 | サービスの提供の記録 |  |
| 22 | 利用料等の受領 |  |
| 23 | 保険給付の請求のための証明書の交付 |  |
| 24 | 訪問入浴介護の基本取扱方針 |  |
| 25 | 介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針 |  |
| 26 | 訪問入浴介護の具体的取扱方針 |  |
| 27 | 介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針 |  |
| 28 | 喀痰吸引等について |  |
| 29 | 利用者に関する市町村への通知 |  |
| 30 | 緊急時等の対応 |  |
| 31 | 管理者の責務 |  |
| 32 | 運営規程 |  |
| 33 | 勤務体制の確保等 |  |
| 34 | 業務計画の策定等 |  |
| 35 | 衛生管理等 |  |
| 36 | 掲示 |  |
| 37 | 秘密保持等 |  |
| 38 | 広告 |  |
| 39 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 |  |
| 40 | 苦情処理 |  |
| 41 | 地域との連携等 |  |
| 42 | 事故発生時の対応 |  |
| 43 | 虐待の防止 |  |
| 44 | 会計の区分 |  |
| 45 | 記録の整備 |  |
| 第６ | 変更の届出等 |  |
| 46 | 変更の届出等 |  |
| 第７ | 介護給付費の算定及び取扱い |  |
| 47 | 訪問入浴介護費の算定 |  |
| 48 | 介護予防訪問入浴介護費の算定 |  |
| 49 | 介護職員３人で訪問入浴介護を行った場合 |  |
| 50 | 介護職員２人で介護予防訪問入浴介護を行った場合 |  |
| 51 | 清しき・部分浴（介護予防も同様） |  |
| 52 | 同一建物等に居住する利用者に対する取扱い（介護予防も同様） |  |
| 53 | 特別地域訪問入浴介護加算（介護予防も同様） |  |
| 54 | 中山間地域等提供加算（介護予防も同様） |  |
| 55 | 訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 |  |
| 56 | 介護予防訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 |  |
| 57 | 初回加算（介護予防も同様） |  |
| 58 | 認知症専門ケアケア加算（介護予防も同様） |  |
| 59 | サービス提供体制強化加算（介護予防も同様） |  |
| 60 | 介護職員処遇改善加算（介護予防も同様） |  |
| 61 | 介護職員等特定処遇改善加算（介護予防も同様） |  |
| 62 | 介護職員等ベースアップ等支援加算 |  |
| 第８ | その他 |  |
| 63 | 介護サービス情報の報告及び公表 |  |
| 64 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 |  |

| 項目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | | | | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　一般原則 | | | | | | |
| 1  一般原則 | ①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例  第3条第1項  平11厚令37  第3条第1項 |
|  | ②　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例  第3条第2項  平11厚令37  第3条第2項 |
| （高齢者虐待の防止） | ③　利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例  第3条第3項  平11厚令37  第3条第3項 |
|  | ④　事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 | | | | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第5条  高齢者虐待防止法第2条 |
| 【養護者（養介護施設従事者等）による高齢者虐待に該当する行為】  　ア　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  　イ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。）  　ウ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。  　エ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。  　オ　養護者又は高齢者の親族が（要介護施設従事者等が）当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 | | | |
|  | ⑤　高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、市町村に通報していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 高齢者虐待防止法第7条、第21条 |
|  | ⑥　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 | | | | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第20条 |
|  | ⑦　サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例  第3条第4項  平11厚令37  第3条第4項 |
|  | ※　介護保険等関連情報の活用とＰＤＣＡサイクルの推進について  サービスの提供に当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。  この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。 | | | |  | 平11老企25  第3の一の3(1) |
|  | ⑧　暴力団員又は暴力団員でなくなってから５年を経過していない者が、役員等（法第７０条第２項第６号に規定する役員等をいう。）になっていませんか。 | | | | いない・いる | 条例第4条  【独自基準（市）】 |
| 第２　基本方針 | | | | | | |
| 2  訪問入浴介護の基本方針 | 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第51条  平11厚令37  第44条 |
| 〔訪問入浴介護の基本方針〕  指定訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。 | | | |  |
| 介護予防訪問入浴介護の基本方針 | 〔介護予防訪問入浴介護の基本方針〕  指定介護予防訪問入浴介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 | | | |  | 予防条例  第5条  平18厚労令35  第46条 |
| 第３　人員に関する基準 | | | | | | |
| ３  用語の定義 | 【「常勤」（用語の定義）】  　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。  　ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所為低労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。  　また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。  例えば、１の事業者によって行われる訪問入浴介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問入浴介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。  また、人員基準においては常勤要件が求められている場合、従事者が労働基準法第６５条に規定する産前産後休暇、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業、同条第２号に規定する介護休業、同法第２３条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第２４条第１項（第２号に係る部分に限ります。）の規定により、同条第２号に規定する育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 | | | |  | 平11老企25  第2の2の(3) |
|  | ※併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といったただし書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。 | | | |  |  |
|  | 【「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義）】  原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。  この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 | | | |  | 平11老企25  第2の2の(4) |
|  | ※「常勤換算方法」（用語の定義）  　　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。  この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問入浴介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問入浴介護の介護職員と訪問介護の訪問介護員を兼務する場合、訪問入浴介護の介護職員の勤務延時間数には、訪問入浴介護の介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。  ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第１３条第１項に規定する母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２３条第１項、同条第３項又は同法第２４条に規定する育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、３０時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことが可能です。 | | | |  | 平11老企25  第2の2の(1) |
| 4  従業者の員数 | 事業所ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この点検表において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は次のとおりとします。 | | | |  | 条例  第52条第1項  平11厚令37  第45条第1項  平11老企25  第3の二の1(1) |
|  | ①看護師又は准看護師（以下この点検表において「看護職員」という。）は１以上配置していますか。 | | | | はい・いいえ |
|  | ②　介護職員を２以上配置していますか。 | | | | はい・いいえ |
|  | ③　訪問入浴介護従業者のうち１人以上は常勤職員なっていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例  第52条第2項  平11厚令37  第45条第2項 |
| 5  介護予防訪問入浴介護事業の人員基準 | 事業所ごとに置くべき指定予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この点検表において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は次のとおりとします。 | | | |  | 予防条例  第6条  第1項第2項  平18  厚労令35  第47条  第1項第2項 |
| ①看護師又は准看護師（以下この点検表において「看護職員」という。）は１以上配置していますか。 | | | | はい・いいえ |
| ②　介護職員を１以上配置していますか。 | | | | はい・いいえ |
| ③　訪問入浴介護従業者のうち１人以上は常勤職員なっていますか。 | | | | はい・いいえ |
| ※指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問入浴介護事業における看護職等の基準（「4　従業者の員数」の①から③）を満たすことをもって、指定介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 | | | |  | 予防条例  第6条第3項  平18厚労令35  第47条第3項 |
| 6 | 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第53条  平11厚令37  第46条  平11老企25  第3の二の4(4)  準用  (第3の一の1(3)) |
| 管理者 | ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。  　ア　当該事業所で訪問入浴介護従業者としての職務に従事する場合  　イ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 | | | |  |
| 第４　設備に関する基準 | | | | | | |
| 7 | ①　事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例  第54条第1項  平11厚令37  第47条第1項  平11老企25  第3の二の2(1) |
| 設備及び備品等 | ※　事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 | | | |  |
|  | ※　専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要があります。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の2(2) |
|  | ②　サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品等が備えられていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例  第54条第1項  平11老企25  第3の二の2(3) |
|  | ※　指定訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保する必要があります。  　　特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要があります。  　ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。 | | | |  |
| 8  介護予防訪問入浴介護事業の設備基準 | 項目7と同様の基準を満たしていますか。 | | | | はい・いいえ | 予防条例  第8条  平18厚労令35  第49条 |
| ※　指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問入浴介護事業における設備及び備品等の基準（上記１の①及び②）を満たすことをもって、指定介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 | | | |  |
| 第５　運営に関する基準（★介護予防サービスも点検してください。） | | | | | | |
| 9  内容及び手続きの説明及び同意 | サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサ－ビスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用（第9条）  平11厚令37第54条  準用(第8条) |
|  | ※　サービスの選択に資すると認められる必要な重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。  　ア　運営規程の概要  　イ　訪問入浴介護従業者の勤務体制  　ウ　事故発生時の対応  　エ　苦情処理の体制　　等 | | | |  | 平11老企25  第3の二の4(4)準用(第3の一の3(2)) |
|  | ※　同意は、利用者及び訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認してください。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の4(4)準用(第3の一の3(1)) |
|  | ※　パンフレット等については、当該事業所が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、一体的に作成しても差し支えありません。 | | | |  |
|  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第６条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の4（4）  準用（第3の一の3(19)①） |
| 10  提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | | | | いない・いる | 条例第62条  準用（第10条）  平11厚令37  第54条  準用(第9条) |
| ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 | | | |  |
|  | ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。  ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 | | | |  | 平11老企25  第3の二の4(4準用  (第3の一の3(3)） |
| 11  サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問入浴介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 条例第62条  準用（第11条）  平11厚令37  第54条  準用(第10条）  平11老企25  第3の二の4(4)準用(第3の一の3(4)） |
| 12  受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第12条)  平11厚令37  第54条  準用(第11条）  平11老企25  第3の二の4(4)準用(第3の一の3(5)） |
|  | ②　被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし |
| 13  要介護認定の申請に係る援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 条例第62条  準用(第13条第1項)  平11厚令37  第54条  準用(第12条）  平11老企25  第3の二の4(4)準用(第3の一の3(6)） |
|  | ②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する３０日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 条例第62条  準用(第13条第2項) |
| 14  心身の状況等の把握 | サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第14条)  平11厚令37  第54条  準用(第13条） |
| 15  居宅介護支援事業者等との連携 | ①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下この点検表において「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第15条第1項)  平11厚令37  第54条準用(第14条） |
| ②　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 条例第62条  準用(第15条第2項) |
| 16  法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。  　また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 条例第62条  準用(第16条)  平11厚令37  第54条  準用(第15条）  平11老企25  第3の二の4( |
| ※　利用申込者が介護保険法施行規則第６４条各号のいずれにも該当しないときとは、利用申込者が居宅介護支援を受けることについてあらかじめ市町村に届け出ていない、または当該サービスが居宅サービス計画の対象となっていないときです。 | | | |  | 施行規則  第６４条 |
| 17  介護予防サービス費の支給を受けるための援助 | 利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明していますか。  　また、介護予防支援事業者に関する情報を提供すること等その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。 | | | | はい・いいえ | 予防条例  第16条  平18厚労令35  第49条の9 |
| ※　利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときとは、利用申込者が介護予防支援を受けることについてあらかじめ市町村に届け出ていない、または当該サービスが介護予防サービス計画の対象となっていないときです。 | | | |  | 施行規則  第83条の9 |
| 18  居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第17条)  平11厚令37  第54条  準用(第16条） |
| 19  居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第18条) |
| ※　「利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合」には、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問入浴介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 | | | |  | 平11厚令37  第54条  準用(第17条)  平11老企25  第3の二の4(4)準用（第3の一の3(8) |
|  | ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要性がある旨の説明その他の必要な援助を行ってください。 | | | |  |  |
| 20  身分を証する書類の携行 | 訪問入浴介護従業者に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第19条)  平11厚令37第54条準用  (第18条) |
| ※　当該証書には、当該訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名を記載するものとし、訪問入浴介護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の4(4)  準用(第3の一の3(9)） |
| 21  サービスの提供の記録 | ①　サービスを提供した際には、訪問入浴介護の提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条準用(第20条第1項)  平11厚令37  第54条準用  (第19条） |
| ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の4(4)  準用(第3の一の3(10)①） |
| ※記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。  　・訪問入浴介護の提供日  　・サービスの内容  　・保険給付の額  　・その他必要な事項 | | | |  |
| ②　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録（サービス提供記録、業務日誌等）するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条準用(第20条第2項) |
| ※提供した具体的なサービスの内容等として記録すべき事項は次のとおりです  　・サービスの提供日  　・具体的なサービスの内容  　・利用者の心身の状況  　・その他必要な事項 | | | |  | 平11老企25  第3の二の4(4)  準用(第3の一の3(10)②） |
|  | ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。 | | | |  | 条例  第61条第2項  【独自基準（市）】 |
| 22  利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例  第55条第1項  平11厚令37  第48条第1項 |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じないようにしていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 条例  第55条第2項  平11厚令37  第48条第2項 |
|  | ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる訪問入浴介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の3(1)①  準用（第3の1の3(11)②） |
|  | ア　利用者に、当該事業が訪問入浴介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。  　イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、訪問入浴介護事業所の運営規程とは別に定められていること。  　ウ　会計が訪問入浴介護の事業の会計と区分されていること。 | | | |  |
|  | ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 条例  第55条第3項  平11厚令37  第48条第3項 |
|  | ア　利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費  　イ　利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 | | | |
|  | ※　保険給付の対象となっているサ－ビスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 | | | |  |  |
|  | ④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 条例  第55条第4項  平11厚令37  第48条第4項  平11老企25  第3の二の3(1)①  準用(平11老企25 第3の一の3(11)④） |
|  | ⑤　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付していますか。 | | | | はい・いいえ | 法  第41条第8項 |
|  | ⑥　上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | | | | はい・いいえ | 施行規則  第65条 |
|  | ※　医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスをあわせて利用している者）の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 | | | |  |  |
| 〔参考〕  「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡） | | | |
|  | ※　領収証の記載内容は、上記事務連絡の別紙様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。 | | | |  |  |
| 23  保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 条例第62条  準用(第22条)  平11厚令37  第54条  準用(第21条）  平11老企25  第3の二の4(4)  準用(第3の一の3(12)） |
| 24  訪問入浴介護の基本取扱方針 | ①　指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて適切に行っていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例  第56条第1項  平11厚令37  第49条 |
| ②　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例  第56条第2項 |
| 25  介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針 | ①　介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | | | | はい・いいえ | 予防条例  第38条第1項  平18厚労令35  第56条 |
| ②　自らその提供する介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | | | | はい・いいえ | 予防条例  第38条第2項 |
|  | ③　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | | | | はい・いいえ | 予防条例  第38条第3項 |
| ④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮していますか。 | | | | はい・いいえ | 予防条例  第38条第4項 |
| 26  訪問入浴介護の具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第57条  第1項第1号  平11厚令37  第50条第1号  平11老企25  第3の二の3(2)  ① |
| ※　利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は利用者の希望により「清しき」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど、適切なサービスの提供に努めてください。 | | | |  |
|  | ②　サービスに当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含む。）について理解しやすいように説明を行っていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第57条  第1項第2号  平11厚令37  第50条第2号  平11老企25  第3の二の3(2)  ② |
|  | ③　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第57条  第1項第3号  平11厚令37  第50条第3号 |
|  | ※　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等の研鑽を行ってください。 | | | |  |
|  | ④　サービスの提供は、１回の訪問につき、看護職員１人及び介護職員２人をもって行うものとし、これらの者のうち１人を当該サービスの提供の責任者としていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第57条  第1項第4号 |
|  | ※　ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障が生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認してください。 | | | |  | 平11厚令37  第50条第4号  平11老企25  第3の二の3(2)  ③ |
|  | ※　「サービス提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し、作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービスの提供を受けられるように配慮してください。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の3(2)  ③ |
|  | ⑤　サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して、安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備・器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第57条  第1項第5号  平11厚令37  第50条第5号 |
|  | ※　「サービスの提供に用いる設備・器具その他の用品」の安全衛生については、次の点に留意してください。  　ア　浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者１人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。  　イ　皮膚に直に接するタオル等については、利用者１人ごとに取り替えるか、個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。  　ウ　消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の3(2)④ |
|  |
| 27  介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | | | | はい・いいえ | 予防条例  第39条第1号  平18厚労令35  第57条第1項  第1号 |
| ②　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | | | | はい・いいえ | 予防条例  第39条第2号  平18厚労令35  第57条第1項  第2号 |
|  | ③　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行っていますか。 | | | | はい・いいえ | 予防条例  第39条第3号  平18厚労令35  第57条第1項  第3号 |
|  | ④　サービスの提供は、１回の訪問につき、看護職員１人及び介護職員１人をもって行うものとし、これらの者のうち１人を当該サービスの提供の責任者としていますか。 | | | | はい・いいえ | 予防条例  第39条第4号 |
|  | ※　ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。 | | | |  | 平18厚労令35  第57条第1項  第4号 |
|  | ⑤　サービスの提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。 | | | | はい・いいえ | 予防条例  第39条第5号  平18厚労令35  第57条第1項  第5号 |
| 28  喀痰吸引等について（該当事業所のみ記入してください） | ①　介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士（資格証に行為が付記されていること）にのみ、これを行わせていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、48条の3  同法施行規則  第26条の2、第26条の3  平成23年11月11日社援発1111第1号  厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係） |
| ②　事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。） | | | | はい・いいえ |
| ③　介護福祉士（認定特定行為業務従事者）による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。  　　また、指示書は次のとおりとなっていますか（該当項目にチェック）。  　　□ 医師の指示書が保管されている。  　　□ 指示書は有効期限内のものとなっている。（有効期限は6か月） | | | | はい・いいえ |
| ④　喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士（認定特定行為業務従事者）と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。 | | | | はい・いいえ |
|  | ⑤　対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 | | | | はい・いいえ |  |
|  | ⑥　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 | | | | はい・いいえ |  |
|  | ⑦　実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 | | | | はい・いいえ |  |
|  | ⑧　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 | | | | はい・いいえ |  |
|  | ⑨　たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。 | | | | はい・いいえ |  |
| 29  利用者に関する市町村への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市町村にその旨を通知していますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 条例第62条  準用(第27条)  平11厚令37  第54条  準用(第26条）  平11老企25  第3の二の4(4)  準用（第3の一の3(15)） |
| ア　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  　イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | | | |  |
| 30  緊急時等の対応 | 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第58条  平11厚令37  第51条 |
| ※　協力医療機関については、次の点に留意してください。  　ア　協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。  　イ　緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の3(3) |
| 31  管理者の責務 | ①　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例  第59条第1項  平11厚令37  第52条  平11老企25  第3の二の3(4) |
| ②　管理者は、当該事業所の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | | | | はい・いいえ |
| 32  運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下、「運営規程」という。）を定めていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第60条第1項  平11厚令37  第53条 |
| ア　事業の目的及び運営の方針  　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容  　ウ　営業日及び営業時間  　エ　訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額  　オ　通常の事業の実施地域  　カ　サービスの利用に当たっての留意事項  　キ　緊急時等における対応方法  　ク　虐待の防止のための措置に関する事項  　ケ　その他運営に関する重要事項 | | | |  | 平11厚令37  第53条の八 |
|  | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第６条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 | | | |  |  |
|  | ※　エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問入浴介護に係る利用料（１割、２割又は３割負担）及び法定代理受領サービスでない訪問入浴介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 | | | |  |  |
|  | ※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 | | | |  |  |
|  | ※　カの「サービス利用に当たっての留意事項」とは、利用者が当該サービスの提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を指します。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の3(5) |
|  | ※　「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係わる、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指します。 | | | |  |  |
| 33  勤務体制の確保等 | ①　管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 | | | | はい・いいえ | 労働基準法  第15条 |
| ※　雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。  ①労働契約の期間に関する事項  ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準  ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項  ④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項  ⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項  ⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）  ⑦昇給の有無（※）、⑧退職手当の有無（※）  ⑨賞与の有無（※）、⑩相談窓口（※）  　　※　非常勤職員のうち、短時間労働者（１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。 | | | |  | 労働基準法  施行規則  第5条  短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則  第2条 |
| ②　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第60条の2  平11厚令37  第53条の2  平11老企25  第3の二の3(6)① |
|  | ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしてください。 | | | |  |
|  | ③　事業所ごとに、当該事業所の訪問入浴介護従業者によってサービスを提供していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第60条の2第2項  準用(第32条の2) |
|  | ※　当該事業所の訪問入浴介護従業者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴介護従業者を指します。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の3(6)② |
|  | ④　訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第60条の2第3項  準用(第32条の2) |
|  | ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の3(6)③ |
|  | ※　その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。 | | | |  | 平11厚令37  第53条の3 |
|  | ⑤　適切な訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第60条の2第4項  平11老企25  第3の二の3(6)④  平11厚令37  第53条の4  準用（第3の一の3(21)④） |
|  | ※　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください。  ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容  　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第６１５号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。  ａ　　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ 　相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。  イ　事業主が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。  （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） | | | |  |  |
|  | ※　パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第２４号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第３０条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が３００人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。 | | | |  |  |
| 34  業務継続計画の策定等 | 【努力義務】  当該項目の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 | | | |  | 令3厚労令9  附則第3条 |
|  | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第66条  平11厚令37  第30条の２  平11老企25  第3の二の3(7)① |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください  ア 感染症に係る業務継続計画  ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ 初動対応  ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  イ 災害に係る業務継続計画  ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ 他施設及び地域との連携 | | | |  | 平11老企25  第3の二の3(7)② |
|  | ※　各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。 | | | |  |  |
|  | ②　訪問入浴介護従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第66条  平11厚令37  第30条の二の2 |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。  職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の3(7)③ |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の3(7)④ |
|  | ※　なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。 | | | |  |  |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第66条  平11厚令37  第30条の二の3 |
| 35  衛生管理等 | ①　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第33条第1項)  平11厚令37  第54条  準用(第31条）  労働安全衛  生法第66条 |
|  | ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は６ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 | | | |  |
|  | ②　事業所の訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第33条第2項) |
|  | ③　従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じていますか。 | | | | はい・いいえ | 平11老企25  第3の二の3(8)①  準用（第3の一の3(23)①） |
|  | ※　手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 | | | |  |  |
|  | ④　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次のアからウに掲げる措置を講じているか点検してください。  なお、アからウについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 | | | |  | 平11厚令37  第31条の3  平11老企25  第3の二の3(8)  ② |
|  | 【努力義務】  当該事項の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 | | | |  | 令3厚労令9  附則第4条 |
|  | ア　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。 | | | | はい・いいえ | 平11厚令37  第31条の3の一  平11老企25  第3の二の3(8)②イ |
|  | ※　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。 | | | |  |  |
|  | ※　感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 | | | |  |  |
|  | ※　感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 | | | |  |  |
|  | イ　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 | | | | はい・いいえ | 平11厚令37  第31条の3の二 |
|  | ※　「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してしください。  なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の3(8)②ロ |
|  | ウ　事業所において、訪問入浴介護従業者等に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | | | | はい・いいえ | 平11厚令37  第31条の3の三 |
|  | ※　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。  なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこととします。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の3(8)②ハ |
|  | ※　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行ってください。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 | | | |  |  |
|  | ※　アからウについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 | | | |  |  |
| 36  掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第34条第1項)  平11厚令37  第54条  準用(第32条） |
|  | ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。 | | | |  |
|  | ※　次に掲げる点に留意して掲示を行ってください。  ア　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。  イ　訪問入浴介護従業者等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の(11)  準用  （平11老企25第3の一の3（24）） |
|  | ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができます。 | | | |  | 条例第62条  準用(第34条第2項) |
| 37  秘密保持等 | ①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第35条第1項)  平11厚令37  第54条  準用(第33条） |
|  | ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 | | | |  |  |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第35条第2項) |
|  | ※　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の4(4)  準用（第3の一の3(25)②） |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第35条第3項) |
|  | ※　この同意はサービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的同意を得ておくことで足りるものです。 | | | |  | 準用（平11老企25第3の1の3(22)③） |
|  | ④「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 | | | | はい・いいえ | 個人情報の保護に関する法律（平15年法律第57号） |
|  | ※　個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（Ｈ29.4.14個人情報保護委員会・厚生労働省）」を参照してください。 | | | |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 38  広告 | 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。 | | | | いない・いる | 条例第62条  準用(第36条)  平11厚令37  第54条  準用(第34条） |
| 39  居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | | | | いない・いる | 条例第62条  準用(第38条)  平11厚令37  第54条  準用(第35条）  平11老企25  第3の二の4(4)  準用(第3の一の3(27)） |
| 40  苦情処理 | ①　サ－ビスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第39条第1項) |
|  | ※｢必要な措置｣とは、具体的には以下のとおりです。  　ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。  　イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにする。  　ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。  　エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。　　等 | | | |  | 平11厚令37  第54条  準用(第36条）  平11老企25  第3の二の4(4)  準用（第3の一の3(28)①） |
|  | ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第39条第2項) |
|  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 | | | |  | 準用（平11老企25第3の一の3(28)②） |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 | | | |  |  |
|  | ※　苦情の内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。 | | | |  | 条例  第61条第2項  【独自基準（市）】 |
|  | ※　苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚労省通知）を参考としてください。 | | | |  |  |
|  | ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会（運営指導）に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 条例第62条  準用(第39条第3項)  準用（平11老企25第3の一の3(28)③ |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 条例第62条  準用(第39条第4項) |
|  | ⑤　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 条例第62条  準用(第39条第5項) |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を報告していますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 条例第62条  準用(第39条第6項) |
| 41  地域との連携等 | ①　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第40条第1項) |
| ※　介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。  　　なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 | | | |  | 平11厚令37  第58条準用  (第36条の2）  平11老企25  第3の二の4(4)  準用（第3の一の3(29)①） |
|  | ②　訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問入浴介護の提供を行うように努めていますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 条例第62条  準用（第40条第2項) |
|  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する訪問入浴介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、条例第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にサービス提供を行うよう努めなければなりません。 | | | |  | 準用（第3の一の3(29)②） |
| 42  事故発生時の対応 | ①　利用者に対する訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用（第41条)  平11厚令37  第54条  準用(第37条） |
|  | ②　事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めてありますか。 | | | | はい・いいえ | 準用（平11老企25第3の一の3(30)①） |
|  | ③　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | | | | はい・いいえ | 準用（平11老企25第3の一の3(30)①） |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 | | | |  |  |
|  | ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、５年間保存しなければなりません。 | | | |  | 条例  第61条第2項  【独自基準（市）】 |
|  | ④　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし |  |
|  | ※　賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 | | | |  | 準用（平11老企25第3の一の3(30)②） |
|  | ⑤　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 準用（平11老企25第3の一の3(30)③） |
|  |
| 43  虐待の防止 | 【努力義務】  当該項目の適用にあたっては、３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務とします。 | | | |  | 令3厚労令9  附則第2条 |
|  | 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の3(9)  準用（平11老企25第3の一の3(31)） |
|  | ⑴　虐待の未然防止  事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 | | | |  |  |
|  | ⑵　虐待等の早期発見  従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。 | | | |  |  |
|  | ⑶　虐待等への迅速かつ適切な対応  虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 | | | |  |  |
|  | 以上の観点を踏まえ、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から④に掲げる措置について点検を行ってください。 | | | |  |  |
|  | ①　事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者等に周知徹底を図っていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用（第41条の2第1号) |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。  一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 | | | |  | 準用（平11老企25第3の一の3(31)①） |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 | | | |  |  |
|  | ※　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 | | | |  |  |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。  ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  エ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  オ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること | | | |  |  |
|  | ②　訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用（第41条の2第2号) |
|  | ※　指定訪問入浴介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。  ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  カ　成年後見制度の利用支援に関する事項  キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 | | | |  | 準用（平11老企25第3の一の3(31)②） |
|  | ③　訪問入浴介護事業所において、訪問入浴介護従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用（第41条の2第3号) |
|  | ※　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。  また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 | | | |  | 準用（平11老企25第3の一の3(31)③） |
|  | ④　①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用（第41条の2第4号) |
|  | ※　事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 | | | |  | 準用（平11老企25第3の一の3(31)④） |
| 44  会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例第62条  準用(第42条) |
|  | ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。  　ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」  （平成12年3月10日 老計第8号）  　イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」  （平成13年3月28日 老振発第18号）  　ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日　老高発第0329第1号） | | | |  | 平11厚令37  第54条  準用(第38条）  準用（平11老企25第3の一の3(32)） |
| 45 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | | | | はい・いいえ | 条例  第61条  平11厚令37  第53条の2 |
| 記録の整備 | ②　利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。 | | | | はい・いいえ |
|  | ア　提供した具体的なサービスの内容等の記録  　イ　市町村への通知に係る記録（項目29参照）  　ウ　苦情の内容等の記録  　エ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | | | |  |  |
|  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。 | | | |  | 平11老企25  第3の二の3(10)  準用（平11老企25第3の一の3(33)） |
| 第６　変更の届出等 | | | | | | |
| 46  変更の届出等 | ①　事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、１０日以内に、その旨を市長（介護保険課）に届け出ていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 法第75条第1項  施行規則  第131条 |
|  | ※　集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届提出書類一覧表」の項目に変更があった際には必ず変更届を提出してください。 | | | |  |  |
| ※　「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等（算定する単位数が増えるもの）については、算定する月の前月１５日までに届出が必要です。 | | | |  | 平12老企36  第一の1(5) |
|  | ②　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長（介護保険課）に届け出ていますか。 | | | | はい・いいえ  事例なし | 法第75条第2項 |
| 第７　介護給付費の算定及び取扱い | | | | | | |
| 47  訪問入浴介護費の算定 | 看護職員１人及び介護職員２人が訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。 | | | | はい・いいえ | 平12厚告19  別表2のイ注1 |
| ※　人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができます。例えば訪問する３人の職員のうち２人が看護職員であっても差し支えありません。 | | | |  | 平12老企36  第2の3(1) |
| 48  介護予防訪問入浴介護費の算定 | 看護職員１人及び介護職員１人が介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。 | | | | はい・いいえ | 平18厚労告  127  別表1のイ注1 |
| ※　人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができます。例えば、派遣する職員が２人とも看護職員であっても差し支えありません。 | | | |  | 平18-0317001  別紙1  第2の2(1) |
| 49  介護職員３人で訪問入浴介護を行った場合 | 入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員３人が指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の１００分の９５に相当する単位数を算定していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表2のイ注2 |
| ※　利用者の身体の状況等に支障がない場合であって、サービスの提供に当たる３人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定します。 | | | |  | 平12老企36  第2の3(2) |
| 50  介護職員２人で介護予防訪問入浴介護を行った場合 | 利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員２人が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の１００分の９５に相当する単位数を算定していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平18厚労告127別表1のイ  注2 |
| ※　この場合に、サービスの提供に当たる２人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の１００分の９５に相当する単位数を算定します。 | | | |  | 平18-0317001  別紙1第2の2(2) |
| 51  清しき・部分浴（介護予防も同様） | 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により、清しき又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表2のイ注3  平18厚労告127別表1のイ  注3 |
| 52  同一建物等に居住する利用者に対する取扱い  （介護予防も同様） | （1）　指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表2のイ注4  平18厚労告127  別表1のイ注4 |
| （2）　指定訪問入浴介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし |  |
|  | ①　「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問入浴介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問入浴介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。  　　具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に指定訪問入浴介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。 | | | |  | 平12老企36  第二の3（4）  準用（2（15）①） |
|  | ②　「訪問入浴介護事業所における利用者が同一建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該訪問入浴介護事業所の利用者が２０人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。 | | | |  | 平12老企36  第二の3（4）  準用（2（15）  ②イ） |
|  | この場合の「利用者数」は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用います。  　　この場合、「１月間の利用者の数の平均」は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。  　　この「平均利用者数の算定」に当たっては、少数点以下を切り捨てるものとします。また、当該指定訪問入浴介護事業所が、指定介護予防訪問入浴介護と一体的な運営をしている場合、指定介護予防訪問入浴介護の利用者を含めて計算してください。 | | | |  | 平12老企36  第二の3（4）  準用（2（15）  ②ロ） |
|  | ※　当該減算は、訪問入浴介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。  　　具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。 | | | |  | 平12老企36  第二の3（4）  準用（2（15）  ③） |
|  | （同一敷地内建物等に該当しないものの例）  　・　同一敷地内であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合  　・　隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 | | | |  |  |
|  | ※　①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護事業者と異なる場合であっても該当するものです。 | | | |  | 平12老企36  第二の3（4）  準用（2（15）④） |
|  | （同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義）  　イ　同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものです。 | | | |  | 平12老企36  第二の3（4）  準用（2（15）⑤） |
|  | ロ　この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。 | | | |  |  |
| 53  特別地域訪問入浴介護加算  （介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定（介護予防）訪問入浴介護事業所の（介護予防）訪問入浴介護従業者が指定（介護予防）訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表2のイ注5  平18厚労告127  別表1のイ注5 |
| 〔甲府市内加算対象地域〕梯町、古関町  ※県内対象地域については山梨県ホームページ等でご確認ください。 | | | |
| 54  中山間地域等提供加算  （介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、（介護予防）訪問入浴介護従業者が指定（介護予防）訪問入浴介護を行った場合は、１回につき所定単位数の１００分の５に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表2のイ注7  平18厚労告127  別表1のイ注7 |
| 〔甲府市内加算対象地域〕梯町、古関町  ※県内対象地域については山梨県ホームページ等でご確認ください。 | | | |  | 平21厚労告83 |
|  | ※　当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできません。 | | | |  | 平12老企36  第2の3（6）  準用（2(18)） |
| 55  訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 | 利用者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問入浴介護費を算定していませんか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表2のイ注8 |
| 56  介護予防訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係 | 利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問入浴介護費を算定していませんか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平18厚労告127  別表2の注8 |
| 57  初回加算  （介護予防も同様） | 指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、利用に関する調整を行った利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、１月につき２００単位を加算していますか。 | | | | はい・いいえ | 平12厚告19  別表2のロ  平18厚省第120号別表１ロ |
| 58  認知症専門ケア加算  （介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定することができません。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表2のハ  平18厚省第120号別表１ハ |
|  | (1)　認知症専門ケア加算(Ⅰ)　 ３単位 | | | | □ |  |
|  | (2)　認知症専門ケア加算(Ⅱ) 　４単位 | | | | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準及びその各要件の取扱い〕 | | | |  | 平27厚労告95第3の2号イ |
|  | 認知症専門ケア加算(Ⅰ) | | | |  |  |
|  | ①　事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が２分の１以上ですか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平27厚労告95第3の2号イ(1) |
|  | ※　「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指します。 | | | |  | 平12老企36  第2の3(8)① |
|  | ※　認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が２分の１以上の算定方法は、算定日が属する月の前３月間の利用者実人員数又は利用延人員数の平均で算定することとします。また、届出を行った月以降においても、直近３月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要です。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 | | | |  | 平12老企36  第2の3(8)② |
|  | ②　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が２０人未満である場合にあっては１以上、当該対象の数が２０人以上である場合にあっては１に当該対象者の数が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平27厚労告95第3の2号イ(2) |
|  | ※　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成１８年３月３１日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成１８年３月３１日老計第0331007 号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。 | | | |  | 平12老企36  第2の3(8)③ |
|  | ③　当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平27厚労告95第3の2号イ(3) |
|  | ※　「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。  また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してください。 | | | |  | 平12老企36  第2の3(8)④ |
|  | 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | | | |  |  |
|  | ①　認知症専門ケア加算(Ⅰ)のいずれの算定要件にも適合していますか。  　　 具体的な内容は認知症専門ケア加算(Ⅰ)の該当箇所を確認してください。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平27厚労告95第3の2号ロ(1) |
|  | ②　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平27厚労告95第3の2号ロ(2) |
|  | ※　「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。 | | | |  | 平12老企36  第2の3(8)⑤ |
|  | ③　当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平27厚労告95第3の2号ロ(3) |
| 59  サービス提供体制強化加算  （介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定（介護予防）訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定（介護予防）訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。  　※(いずれかの加算を算定している場合は、他の加算は算定できません。) | | | | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表2のニ  平18厚省第120号別表１ニ |
| (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　４４単位 | | | | □ |  |
| (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　　３６単位 | | | | □ |
|  | (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　１２単位 | | | | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕  ①サービス提供体制強化加算(Ⅰ）  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　ア　当該事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。  　イ　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。  　ウ　当該事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。  　エ　当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の６０以上又は介護福祉士であること。  ォ　当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること  ②サービス提供体制強化加算(Ⅱ）  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　ア　①アからウまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。  　イ　当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の６０以上であること。 | | | |  | 平27厚労告95の五イ⑴  平27厚労告95の五イ⑵  平27厚労告95の五イ⑶  平27厚労告95の五イ⑷の㈠  平27厚労告95の五イ⑷の㈡  平27厚労告95の五ロ⑴  平27厚労告95の五ロ⑵ |
|  | ③サービス提供体制強化加算(Ⅲ）  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ア　①アからウまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の３０以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が１００分の５０以上であること。  ウ　当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数七年以上の介護福祉士の占める割合が100分の３０以上であること | | | |  | 平27厚労告95の五ハ⑴  平27厚労告95の五ハ⑵の㈠  平27厚労告95の五ハ⑵の㈡ |
|  | ※　訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに 訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。 | | | |  | 平12老企36  第2の3(7)① |
|  | ※　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければなりません。  　　なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。また、「定期的」とはおおむね１月に１回以上開催されている必要があります。 | | | |  | 平12老企36  第2の3(7)② |
|  | ※　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。 ・利用者のＡＤＬや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他のサービス提供に当たって必要な事項 | | | |  | 平12老企36  第2の3(7)② |
|  | ※　健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも１年以内ごとに１回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が１年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。 | | | |  | 平12老企36  第2の3(7)③ |
|  | ※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く）の平均を用いることとします。  　　ただし、前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、４月目以降届出が可能となるものであることとします。  　　なお、介護福祉士又は実務者研修終了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とします。 | | | |  | 平12老企36  第2の3(7)④ |
|  | ※　上記ただし書の場合、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 | | | |  | 平12老企36  第2の3(7)⑤ |
|  | ※　同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。 | | | |  | 平12老企36  第2の3(7)⑥ |
| 60  介護職員処遇改善加算  （介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月３１日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表2のホ  平18厚省第120号別表１ホ |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 | | | |  |  |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | | | 基本サービス費に各種加算減算を  加えた総単位数の58/1000 | □ |  |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | | | 基本サービス費に各種加算減算を  加えた総単位数の42/1000 | □ |  |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | | | 基本サービス費に各種加算減算を  加えた総単位数の23/1000 | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕  厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）  第6号（略） | | | |  |  |
|  | ※　「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知） | | | |  |  |
|  | ア　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。  　イ　介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届出をしている。  　　（計画書には就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類を添付）  　ウ　その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。  　エ　キャリアパス要件等について、次に掲げる要件に基づく算定要件に応じて、介護職員処遇改善計画書に記載して届出をしている。 | | | |  |  |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅰ〕  　　　　「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（賃金に関するものを含む。）」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等を除く）」を定め、それらを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。 | | | |  |  |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅱ〕  　　　　職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びA又はBに掲げる具体的な研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。  　　　　A・・・資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。  　　　　B・・・資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 | | | |  |  |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅲ〕  　　　次の①及び②の全てに適合すること。  　　　　①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のA～Cのいずれかに該当する仕組みであること。  　　　　　A・・・経験に応じて昇給する仕組み  　　　　　　　　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。  　　　　　B・・・資格等に応じて昇給する仕組み  　　　　　　　　　　「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 | | | |  |  |
|  | C・・・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み  　　　　　　　　　　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。  　　　　②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 | | | |  |  |
|  | 〔職場環境等要件〕  　　　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の以下の内容を全ての介護職員に周知していること。  　　①　入職促進に向けた取組  　　②　資質の向上やキャリアアップに向けた支援  　　③　両立支援・多様な働き方の推進  　　④　腰痛を含む心身の健康管理  　　⑤　生産性向上のための業務改善の取組  　　⑥　やりがい・働きがいの情勢 | | | |  |  |
|  | ＜各加算の算定要件＞  　加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。  　□加算(Ⅰ)・・・キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。  　□加算(Ⅱ)・・・キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。  　□加算(Ⅲ)・・・キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。 | | | |  |  |
| 61  介護職員等特定処遇改善加算（介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表2のへ  平18厚省第120号別表１へ |
| (1)　介護職員等  特定処遇改善加算（Ⅰ） | | 基本サービス費に各種加算減算を加えた  総単位数の21/1000 | | □ |  |
|  | (2)　介護職員等  特定処遇改善加算（Ⅱ） | | 基本サービス費に各種加算減算を加えた  総単位数の15/1000 | | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕  厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）  第6号の2（略） | | | |  |  |
|  | ※　「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知） | | | |  |  |
|  | ア　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。  　イ　介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届出をしている。  　　（計画書には必要に応じて就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類等を添付）  　ウ　その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。  　エ　賃金改善以外の要件について、次に掲げる要件に基づく加算の算定要件に応じて、介護職員等特定処遇改善計画書に記載して届出をしている。 | | | |  |  |
|  | 〔介護福祉士の配置等要件〕  　　　　サービス提供体制強化加算のの（Ⅰ）又は（Ⅱ）の区分）を算定していること。 | | | |  | 平27厚労告95の六の二イ⑸ |
|  | 〔処遇改善加算要件〕  　　　　介護職員処遇改善加算の（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。  　　※　特定処遇改善加算と同時に処遇改善加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含みます。 | | | |  |  |
|  | 〔職場環境等要件〕  　　　　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の以下の内容を全ての介護職員に周知していること。  　　※　この処遇改善については、複数の取組を行うこととし、以下の①から⑥の区分ごとに1以上の取組を行うこと.。介護職員処遇改善加算と当該加算において、異なる取組を行うことまでを求めるものではないこと。  　　①　入職促進に向けた取組  　　②　資質の向上やキャリアアップに向けた支援  　　③　両立支援・多様な働き方の推進  　　④　腰痛を含む心身の健康管理  　　⑤　生産性向上のための業務改善の取組  　　⑥　やりがい・働きがいの情勢 | | | |  | 平27厚労告95の六の二イ⑺ |
|  | 〔見える化要件〕  　　　　特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。  　　※　具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。なお、当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームぺージを活用する等、外部から見える形で公表すること。 | | | |  |  |
|  | ＜各特定加算の算定要件＞  　特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。  　特定加算(Ⅰ)・・・介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。  　特定加算（Ⅱ)・・・現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。 | | | |  |  |
| 62  介護職員等ベースアップ等支援加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を  実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | | はい・いいえ  該当なし | 平12厚告19  別表2のト  平27厚労告95第6の3号 |
| 介護職員等  ベースアップ等支援加算 | 基本サービス費に各種加算減算を加えた  総単位数の11/１０００ | | | □ |  |
|  | ［厚生労働大臣が定める基準］  厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）  第6号の3（略） | | | |  |  |
|  | ※　「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知） | | | |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ア　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。  イ　指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ている。  ウ　介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ている。  エ　当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告している。  オ　訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  カ　イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。 | | | |  |  |
| 第８　その他 | | | | | | |
| 63  介護サービス情報の報告及び公表 | 山梨県（介護サービス情報公表システム）へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。 | | | | はい・いいえ | 法第115条の35第1項  施行規則  第140条の44 |
| 64  法令遵守等の業務管理体制の整備 | 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。    届出先　〔　甲府市　・山梨県　・　厚労省・その他（　　　　　）　〕  届出年月日〔平成　　 年　 　月　 　日〕  法令遵守責任者　　職名〔　　　　　　　　　 〕氏名〔　　　　　　　　 　　〕 | | | | はい・いいえ | 法  第115条の32  第1項・第2項  施行規則  第140条の39 |
|  | ※　事業者が整備等する業務管理体制の内容  ◎事業所の数が20未満  　・整備届出事項：法令遵守責任者  　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 | | | |  |  |
|  | ◎事業所の数が20以上100未満  　・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程  　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 | | | |  |  |
|  | ◎事業所の数が100以上  　・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施  　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 | | | |  |  |